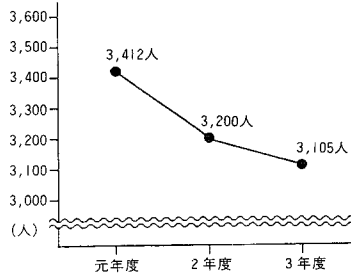


国保の加入状況

(4年6月30日現在)

加入世帯数	1,210世帯
加入者数	3,025人
うち 老人	668人
うち 退職者	488人

国保加入者の推移



※保険証の内容は必ず確認を!!

新しい保険証は、七月末日現

現在、病院や医院に入院または通院中であって、九月一日以後も引き続き診療を受ける人は、早めに病院や医院の受け付けへ新しい保険証を提示してください。

九月から保険証がもも色に!

国民健康保険の保険証が、九月一日から『もも色』のものに切り替わります。

新しい保険証は、特別な場合を除き、八月二十六日から三十一日までの間に被保険者の各世帯主宛に郵送いたします。

今回はビニールカバーを送付しませんので、差し替えてご使用ください。

尚旧保険証については、被保険者の責任で処分してください。

医療機関への提出忘れずに!

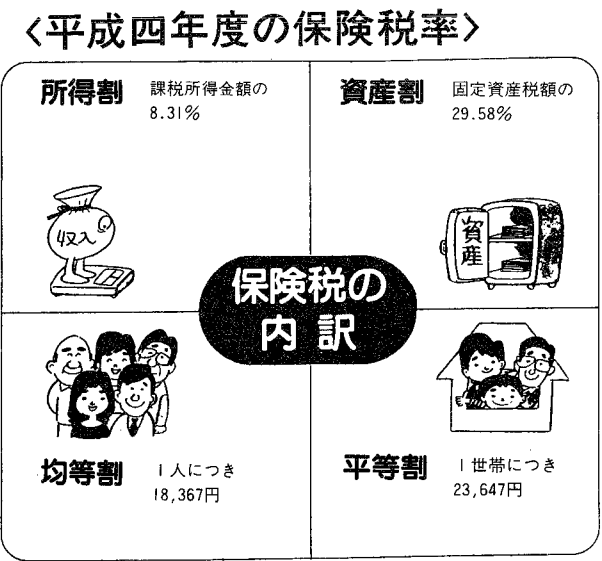
現在、病院や医院に入院または通院中であって、九月一日以後も引き続き診療を受ける人は、早めに病院や医院の受け付けへ新しい保険証を提示してください。

国民健康保険税

「本年度税率は据え置き」

平成四年度の保険税率は、昨年どおり据え置きとなりました。税率は、左記のとおりです。又課税限度額は、地方税法の改正に伴い四六万円となりました。

この保険税は、八月に一年分の税額が決定され、ここから暫定保険税(二期二期)を差し引いて、八月以降納付する税額が計算されます。



※課税所得金額は、住民税と異なり、所得控除のうち基礎控除以外の各種控除(配偶者・扶養・高齢者・医療費・社会保険料控除等)は適用されません。また、譲渡所得に対する特別控除も適用されません。



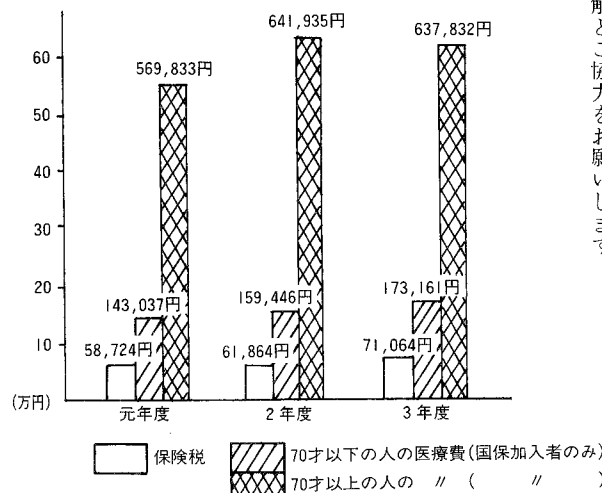
「医療費の七割又は八割は、保険税と国で負担」

国保にはいつていると、だれもがいつでもお医者さんに診てもらえます。

現在国保は、みなさんがお医者さんにかかった費用の七割(退職者医療制度の該当者は八割または七割)を負担しています。この費用は、みなさんが納められた保険税や国からの補助金などによりまかなわれています。



1人当り(1年間) 保険税と医療費の延び



医療費が高くなると 保険税も高くなる

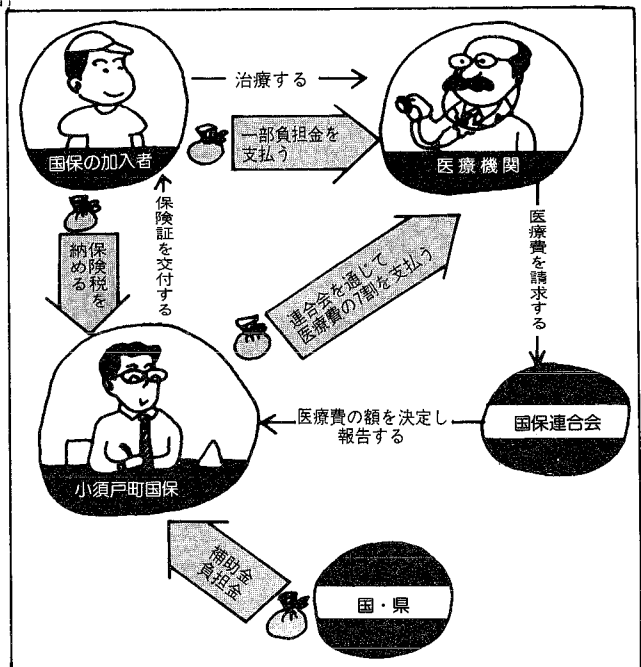
医療費は、毎年伸びています。年度毎の一人当りの保険税の伸びと医療費の伸びをみると、左のグラフのようになります。毎年増えつづける医療費を支払うには、保険税も毎年引き上げなければならぬ状況ですが、本年度は何とか据え置きとなりました。

歳入歳出とも余裕のない予算ですので、医療費の大幅な支払増や、保険税の滞納があったりしますと赤字になることも予想されます。

来年度も保険税の引き上げがないようみなさんのご理解とご協力をお願いします。

国保のしくみ

国保のしくみは、簡単にいうと下の図のようになっています。わたしたちがお医者さんにかかる時、医療費の一部負担金3割(退職者医療制度の該当者は2割または3割)を支払うだけで治療がうけられます。残りは国保からお医者さんに支払われるからです。



国保に加入した その日から納めます。

あなたがどこの健康保険にも加入していない場合、必ず国民健康保険に加入していただくこととなります。届出がとれると、保険税をさかのぼって納めなければなりません。又、保険証をお持ちでないため、その間の医療費を全額自己負担しなければならなくなったりします。

被保険者となる月は、①職場の健康保険をぬけた時、②他の市町村から転入した時、③納税義務者は世帯主です

保険税を納めなければならぬ人を納税義務者といっています。



世帯主が国保の被保険者であるなしにかかわらず、家族のなかに加入者がいれば、保険税は、世帯主が納めなければなりません。